

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）（傍線部分は修正部分）

修正後	原案
<p>（刑事訴訟法の一部改正）</p> <p>第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第一節の二」を「第二節」に、</p> <p>「第二節 証拠（第三百二十九条 第三百二十八条）」を「第三節 被害者の関与（第三百二十九条 第三百五十条）」</p> <p>「第三節 公判の裁判（第三百二十九条 第三百五十条）」を「第四節 証拠（第三百二十九条 第三百五十条）」</p> <p>「第五節 公判の裁判（第三百二十九条 第三百五十条）」を「第六節 公判の裁判（第三百二十九条 第三百五十条）」</p> <p>第三百十六条の五中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。</p> <p>十一 第三百十六条の三十三第一項の規定による被告事件の手続への関与の申出に対する決定又は当該決定を取り消す決定をすること。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第二編第三章中第三節を第五節とし、第二節を第四節とし、第一節の二を第二節とし、同節の次に次の一節を加える。</p> <p>第三節 被害者の関与</p>	<p>（刑事訴訟法の一部改正）</p> <p>第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第一節の二」を「第二節」に、</p> <p>「第二節 証拠（第三百二十九条 第三百二十八条）」を「第三節 被害者参加（第三百二十九条 第三百五十条）」</p> <p>「第四節 証拠（第三百二十九条 第三百五十条）」を「第五節 公判の裁判（第三百二十九条 第三百五十条）」</p> <p>「第五節 公判の裁判（第三百二十九条 第三百五十条）」を「第六節 公判の裁判（第三百二十九条 第三百五十条）」</p> <p>第三百十六条の三十三 第三百十六条の三十九）</p> <p>七条 第三百二十八条）</p> <p>三百二十九条 第三百五十条）</p> <p>〔中略〕</p> <p>第三百十六条の五中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。</p> <p>十一 第三百十六条の三十三第一項の規定による被告事件の手続への参加の申出に対する決定又は当該決定を取り消す決定をすること。</p> <p>〔中略〕</p> <p>第二編第三章中第三節を第五節とし、第二節を第四節とし、第一節の二を第二節とし、同節の次に次の一節を加える。</p> <p>第三節 被害者参加</p>

第三百十六條の三十三 裁判所は、死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への関与の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への関与を許すことができる。

〔削る〕

〔略〕
裁判所は、第一項の規定により被告事件の手續への関与を許された者（以下「被害者関与人」という。）が当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人に該当せず若しくは該当しなくなつたことが明らかになつたとき、又は第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため当該被告事件が同項に規定する罪に係るものに該当しなくなつたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならぬ。犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮して被告事件の手續への関与を認めることが相当でないと認めるに至つたときも、同様とする。

第三百十六條の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への参加を許すものとする。

- 一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
- 二 刑法第七十六条から第七十八条まで、第二百十一条第一項、第二百二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪
- 三 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（第一号に掲げる罪を除く。）
- 四 前三号に掲げる罪の未遂罪

〔略〕

裁判所は、第一項の規定により被告事件の手續への参加を許された者（以下「被害者参加人」という。）が当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人に該当せず若しくは該当しなくなつたことが明らかになつたとき、又は第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため当該被告事件が同項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならぬ。犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮して被告事件の手續への参加を認めることが相当でないと認めるに至つたときも、同様とする。

〔削る〕

第三百十六條の三十四 公判期日は、これを被害者関与人に通知しななければならない。

〔削る〕

〔削る〕

前項の規定は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

第三百十六條の三十五 被害者関与人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関して、質問をし、又は意見を述べることができる。この場合において、検察官は、正当な理由がある場合を除き、当該質問をした者に対し、回答しななければならない。また、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しななければならない。

第三百十六條の三十六 検察官は、証人を尋問する場合において、被害者関与人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、その申出をした者に対し、あらかじめ、尋問しようとする事項を知る機会を与えなければならない。

第三百十六條の三十四 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することができる。

公判期日は、これを被害者参加人に通知しななければならない。

裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、これらの者の全員又はその一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定することができる。

裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。

前各項の規定は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

第三百十六條の三十五 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関して、意見を述べることができる。この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しななければならない。

第三百十六條の三十六 裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状

被害者関与人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、前項の尋問事項に付加して、必要な事項の尋問を求めることができる。この場合において、検察官は、当該求めに係る事項について尋問しないこととしたときは、その申出をした者に対し、その理由を説明しなければならない。

裁判所は、前項の求めをした被害者関与人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、検察官に対し、同項の求めに係る事項（情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。））についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項に限る。）を尋問事項に付加すべきことを命ずることができる。

第三百十六条の三十七 検察官は、被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求める場合において、被害者関与人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、その申出をした者に対し、あらかじめ、質問をしようとする事項を知る機会を与えなければならない。

被害者関与人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、

に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

前項の申出は、検察官の尋問が終わつた後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わつた後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項から第三項までに規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六条の三十七 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるための質問を発することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を発することを許すものとする。

前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、

前項の質問事項に付加して、必要な事項の質問を求めることができる。この場合において、検察官は、当該求めに係る事項について質問をしないこととしたときは、その申出をした者に対し、その理由を説明しなければならない。

裁判所は、前項の求めをした被害者関与人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、検察官に対し、同項の求めに係る事項（被害者関与人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要な事項に係る事項に限る。）を質問事項に付加すべきことを命ずることができる。

第三百十六条の三十八 検察官は、被害者関与人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、その申出をした者に対し、あらかじめ、第二百九十三条第一項の規定により陳述する意見の要旨を知る機会を与えなければならない。

被害者関与人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、訴因として特定された事実の範囲内で、前項の意見の要旨の変更を求めることができる。この場合において、検察官は、その意見の要旨を変更しないこととしたときは、その申出をした者に対し、その理由を説明しなければならない。

検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に関係のない事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六条の三十八 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。

前項の申出は、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳

述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができ。

第一項の規定による陳述は、証拠とはならないものとする。

第三百十六條の三十九 裁判所は、被害者参加人が第三百十六條の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

前項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

裁判所は、第一項の規定により被害者参加人に付き添うこととされた者が、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認めるに至ったときその他その者を被害者参加人に付き添わせることが相当でないと認めるに至ったときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。

〔中略〕

〔総合法律支援法の一部改正〕

第五条 総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号を次のように改める。

五 被害者等の援助に関する次に掲げる事務

イ 刑事手続に適切に関与するために必要な費用を支払う資力が
ない被害者等又はその支払により生活に支障を生ずる被害者等を援助する次に掲げる業務

裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

〔中略〕

〔新設〕

(1) 刑事手続に適切に関与するため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

(2) (1)に規定する立替えに代え、(1)に規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等に(1)の代理人が行う事務を取り扱わせること。

(3) 弁護士法その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し刑事手続に適切に関与するために必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

(4) (3)に規定する立替えに代え、(3)に規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等に(3)に規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

ロ 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

(1) 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

(2) 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

第三十二条第一項中「及び第三号」を、「第三号及び第五号」に改め、同条第三項中「第五号」を「第五号ロ」に改める。

第三十四条第二項第一号中「の業務及び」を「及び第五号イの業務並びに」に、「民事法律扶助事業」を「法律扶助事業」に、「同号イ及びハ」を「同項第二号イ及びハ並びに同項第五号イ(1)及び(3)」に、「同号ロ及びニ」を「同項第二号ロ及びニ並びに同項第五号イ(2)及び(4)」に、「同号」を「同項第一号」に改め、「国民等」の下に「及び同項第五号イに規定する被害者等」を加える。

附則

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第六条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条中「被害者又はその法定代理人(被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において同じ。)」を「被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。)(又は当該被害者の法定代理人)」に、「当該被害者又はその法定代理人」を「これらの者」に改める。

〔削る〕

附則

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第六条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条中「被害者又はその法定代理人(被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において同じ。)」を「被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。)(又は当該被害者の法定代理人)」に、「当該被害者又はその法定代理人」を「これらの者」に改める。

第六十四条第一項の表第百五十七条の二、第百五十七条の四第一項、第四百三十五条第七号ただし書の項中「第百五十七条の四第一項」の下に、「第三百十六條の三十九第一項から第三項まで」を加える。

〔新設〕

第七十七条第三項及び第四項を次のように改める。

3| 区分事件の審理において、検察官は、区分事件に含まれる被告事件に係る被害者関与人（刑事訴訟法第三百十六條の第三十三項に規定する被害者関与人をいう。次項において同じ。）又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、その申出をした者に対し、あらかじめ、第一項の規定により陳述する意見の要旨を知る機会を与えなければならない。

4| 被害者関与人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、訴因として特定された事実の範囲内で、前項の意見の要旨の変更を求めることができる。この場合において、検察官は、その意見の要旨を変更しないこととしたときは、その申出をした者に対し、その理由を説明しなければならない。

第八十九条第一項中「陳述、」を「陳述並びに」に改め、「並びに同法第三百十六條の三十八第一項の規定による区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述」を削る。

附則第五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

〔削る〕

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正）

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表の改正規定中「第六十四条第一項」とあるのは、「第六十四条」とする。

（有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正）

第八条 〔略〕

第七条 〔略〕

(刑法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 刑法の一部を改正する法律(平成十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

(検討)

第九条 政府は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行後三年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二編第三章第三節の規定の施行の状況、裁判員の参加する刑事裁判の制度の実施状況等を勘案し、犯罪被害者等の刑事に関する手続への関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、第四条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五章の規定の施行の状況等を勘案し、犯罪による被害の補償に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔参考〕第五条関係

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四 〔略〕</p> <p>五 被害者等の援助に関する次に掲げる事務</p> <p>イ 刑事手続に適切に関与するために必要な費用を支払う資力がない被害者等又はその支払により生活に支障を生ずる被害者等を援助する次に掲げる業務</p> <p>（1） 刑事手続に適切に関与するため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。</p> <p>（2） 〔1〕に規定する立替えに代え、〔1〕に規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な契約弁護士等に〔1〕の代理人が行う事務を取り扱わせること。</p> <p>（3） 弁護士法その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し刑事手続に適切に関与するために必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。</p> <p>（4） 〔3〕に規定する立替えに代え、〔3〕に規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～四 〔略〕</p>

した者のため、適当な契約弁護士等に(3)に規定する書類を作成する事務を取り扱わせること。

四 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

(1) 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

(2) 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六〇八 「略」

二・三 「略」

(支援センター等の義務等)

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号、第三号及び第五号イの各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

2 「略」

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法に

五 被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者等の援助が実効的に行われることを確保するために必要な措置を講ずるよう配慮すること。

イ 刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図るための制度その他の被害者等の援助に関する制度の利用に資するもの

ロ 被害者等の援助を行う団体その他の者の活動に関するもの

六〇八 「略」

二・三 「略」

(支援センター等の義務等)

第三十二条 支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号及び第三号の各業務については、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

2 「略」

3 支援センターは、第三十条第一項第一号、第四号及び第五号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外における法に

よる紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びにその他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

4～6 〔略〕

(業務方法書)

第三十四条 〔略〕

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 第三十条第一項第二号及び第五号イの業務並びにこれに附帯する業務(以下「法律扶助事業」という。)に関し、法律扶助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、同項第二号イ及び八並びに同項第五号イ(1)及び(3)に規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項並びに同項第二号ロ及び二並びに同項第五号イ(2)及び(4)に規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項。この場合において、当該報酬は、法律扶助事業が同項第二号に規定する国民等及び同項第五号イに規定する被害者等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならぬ。

二・三 〔略〕

3～6 〔略〕

る紛争の解決を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びにその他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

4～6 〔略〕

(業務方法書)

第三十四条 〔略〕

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載しなければならない。

一 第三十条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「民事法律扶助事業」という。)に関し、民事法律扶助事業の実施に係る援助の申込み及びその審査の方法に関する事項、同号イ及び八に規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項並びに同号ロ及び二に規定する報酬及び実費に相当する額の支払に関する事項。この場合において、当該報酬は、民事法律扶助事業が同号に規定する国民等を広く援助するものであることを考慮した相当な額でなければならぬ。

二・三 〔略〕

3～6 〔略〕

〔参考〕附則第六条関係

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（区分事件の審理における検察官等による意見の陳述） 第七十七条〔略〕</p>	<p>（区分事件の審理における検察官等による意見の陳述） 第七十七条〔略〕</p>
<p>2 〔略〕</p> <p>3 区分事件の審理において、検察官は、区分事件に含まれる被告事件に係る被害者関与人（刑事訴訟法第三百十六條の三十三第三項に規定する被害者関与人をいう。次項において同じ。）又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、その申出をした者に対し、あらかじめ、第一項の規定により陳述する意見の要旨を知る機会を与えなければならない。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>3 区分事件の審理において、裁判所は、区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人（刑事訴訟法第三百十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。第八十九条第一項において同じ。）又はその委託を受けた弁護士から、第一項に規定する事項に係る事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、同項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。</p>
<p>4 被害者関与人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、訴因として特定された事実の範囲内で、前項の意見の要旨の変更を求めることができる。この場合において、検察官は、その意見の要旨を変更しないこととしたときは、その申出をした者に対し、その理由を説明しなければならない。</p>	<p>4 刑事訴訟法第三百十六條の三十八第二項から第四項までの規定は、前項の規定による意見の陳述について準用する。</p>
<p>5 〔略〕</p> <p>（併合事件審理における検察官等による意見の陳述） 第八十九条 併合事件審理における審理において行う刑事訴訟法第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述並びに同条</p>	<p>5 〔略〕</p> <p>（併合事件審理における検察官等による意見の陳述） 第八十九条 併合事件審理における審理において行う刑事訴訟法第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述、同条第二</p>

第二項の規定による被告人及び弁護人の意見の陳述は、部分判決で示された事項については、することができない。

2 [略]

附則

(調整規定)

第五条 [略]

項の規定による被告人及び弁護人の意見の陳述並びに同法第三百十六條の第三十八第一項の規定による区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人又はその委託を受けた弁護士^一の意見の陳述は、部分判決で示された事項については、することができない。

2 [略]

附則

(調整規定)

第五条 この法律の施行の日が犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日前となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第八十九條第一項の規定の適用については、同項中「、同法第二項の規定による被告人及び弁護人の意見の陳述並びに同法第三百十六條の第三十八第一項の規定による区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人又はその委託を受けた弁護士」とあるのは、「並びに同法第二項の規定による被告人及び弁護士」とする。

2 [略]

〔参考〕附則第八条関係

刑法の一部を改正する法律（平成十九年法律第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>第三条 削除</p>	<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日から遅くとも公布の日から施行する。</p> <p>（刑事訴訟法の一部改正） 第三条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。 第三百十六条の三十三第一項第二号中「第二百一十一條第一項」を「第二百一十一條」に改める。</p>